

ダイナミックランダムアクセスメモリー等に対して課する  
相殺関税に関する政令案要綱

- 1 大韓民国においてハイニックス・セミコンダクター・インコーポレーテッドにより前工程（半導体材料にトランジスターその他の回路素子を生成させる工程をいう。）が行われたダイナミックランダムアクセスメモリー等について、補助金の交付を受けた貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実があり、かつ、本邦の産業を保護するため必要があると認められることから、関税定率法第7条の規定に基づき、次により相殺関税を課するために必要な事項を定めることとする。
  - (1) 相殺関税を課する貨物、当該貨物の供給者及び課税期間を定めることとする。（第1条関係）
  - (2) 相殺関税の税率を定めることとする。（第2条関係）
  - (3) ダイナミックランダムアクセスメモリー等を輸入しようとする者の提出書類を定めることとする。（第3条関係）
  - (4) 相殺関税と一般税率による関税についての申告等における取扱いを定めることとする。（第4条関係）
  - (5) 輸入者が納付した相殺関税の額が現実の補助金の額を超えることとなった場合の還付の計算期間等を定めることとする。（第5条関係）
- 2 この政令は、公布の日から施行することとする。